

用語の説明

農 林 業 経 営 体

「農業経営体」及び「林業経営体」をいう。

農 業 経 営 体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行うものをいう。

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数
その他の事業の規模が一定規模（※下記の表1）以上の農業を営むもの
- (3) 農作業の受託の事業を営むもの

※表1

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350平方メートル
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽
その他	調査期日前1年間における農産物総販売金額50万円に相当する事業の規模

家 族 経 営

「農業経営体」のうち、世帯単位で事業を行うもの（法人化しているものを含む）をいう。

一 世 帯 複 数 経 営

同一の世帯内で複数のものがそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに農業経営を行い、それぞれの経営が農業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。

農 家

「農家」とは調査期日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

総 農 家

「販売農家」及び「自給的農家」を合わせていう。「農家」と同じ。

販 売 農 家

「農家」のうち経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上のものをいう。

自給的農家	「農家」のうち経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満であるものをいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地又は耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として1995年農林業センサスから採用している。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満で年間農業従事日数60日以上のものである農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満で年間農業従事日数60日以上のものである農家をいう。
副業的農家	65歳未満で年間農業従事日数60日以上のものである農家をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事したものをいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事したものの又は調査期日前1年間に販売金額15万円以上ある自営兼業に従事したものをいう。
生産年齢人口	満15歳以上65歳未満の人口をいう。
専従者	調査期日前1年間に150日以上農業に従事したものをいう。
準専従者	調査期日前1年間の農業従事日数が60日以上150日未満のものをいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
その他団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体等をいう。

地方公共団体
・ 財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。
財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が80%以上の経営体をいう。

準単一経営
経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が60%以上80%未満の経営体をいう。

複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が60%未満の経営体をいう。

経営耕地

農業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地（貸付耕地）と耕作放棄地を除き、借り入れている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない耕地をいう。
転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

農産物販売金額

経費を差し引かない売上高をいう。自給分（自家消費分）の見積金額は含まない。

環境保全型農業

地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥によって土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のことをいう。

農業生産
関連事業

「農産物の加工」、「店や消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」等の農業生産に関連した事業をいう。

工芸農作物

タバコ、茶、こんにゃくいも、なたね、かんぴょう、ラベンダー、オリーブ、薬用作物等をいう。

旧市区町村

昭和25年2月1日（1950年世界農業センサスの調査期日）における市区町村をいい、その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、平成17年2月1日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲を一つの「旧市区町村」として取り扱っている。

農林業センサスでは、調査結果集計の範囲を固定して各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、この「旧市区町村」を単位として結果集計等を行っている。

農業集落

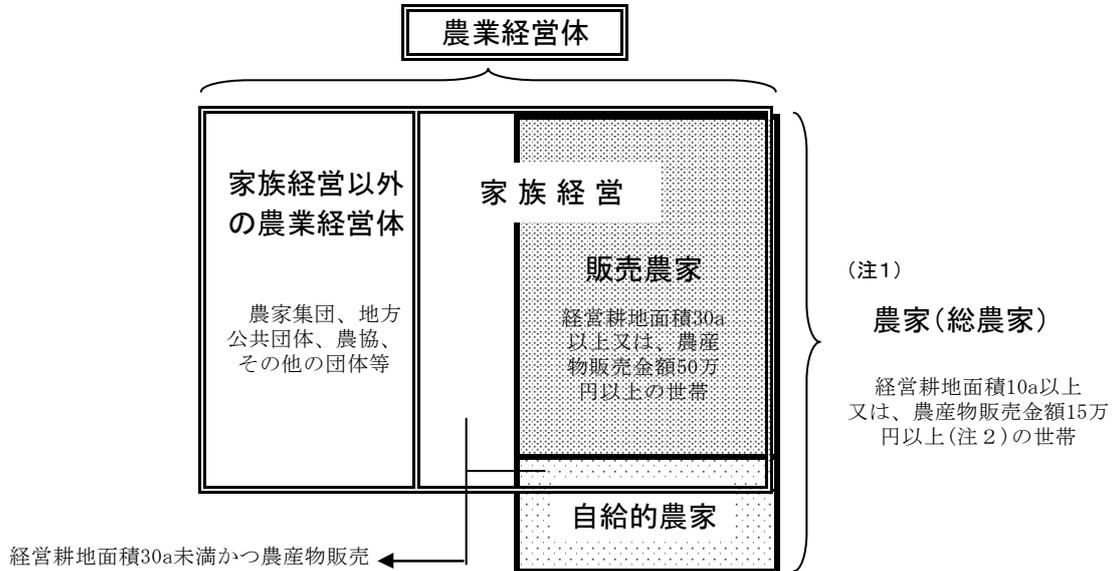
市区町村の区域の一部において農業上形成されてきた地域社会で、水利施設や共有財産を保有したり、農作業、農産物の出荷等農業生産や農業経営のあらゆる面での共同組織であり、また生活共同体としての機能ももっている。

近年の都市圏拡大、非農家の増加による混住化などにより農業集落の機能が失われている地域も多く見られるが、農地の有効利用、効率的な資源管理等地域農業の振興・活性化、また農村地域が持つ多面的・公益的機能発揮を図るための拠点として農業集落が見直されている。

農林業センサスでは、農業集落の区域又は、必要に応じてこれを分割・合併した区域を調査区として設定し調査実施の単位としている。

用語の補足説明

1 農業経営体と農家



経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満で農業経営体の規定に該当する家族経営、一世帯複数経営で販売農家として調査されない経営体等

(注1) 農家を販売農家と自給的農家に区分したのは1990年から

(注2) 経営耕地面積が10a未満でも農家に該当する農産物販売金額は過去の調査時に以下のとおり変更されてきている

1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1990年
2万円	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円
以上	以上	以上	以上	以上	以上

2 農家の主副業別分類

		65才未満で年間60日以上の農業従事者が	
		いる	いない
農業所得が	主	主業農家	副業的農家
	従	準主業農家	

3 農家の専兼業別分類

		世帯員に兼業従事者が	
		いる	いない
農業所得が	主	第1種兼業農家	専業農家
	従	第2種兼業農家	